

## ○東洋食品工業短期大学 障害学生支援の基本方針

東洋食品工業短期大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障害のある学生及び進学希望者（以下、「学生」といいます。）に対して、以下のとおり合理的配慮を行うよう努めます。

### （機会の確保）

1. 障害を理由に就学を断念することのないよう、すべての学生に公平な機会の確保に努めます。

### （支援体制）

2. 学生、教職員の障害への理解と意識啓発を推進し、大学全体として支援を行うことが可能な体制の確保に努めます。

### （支援方法）

3. 教育の質の維持を保證する範囲において、学生本人の要望に基づいた調整を行い、適切な支援に努めます。

### （施設・設備）

4. 安全かつ円滑に学生生活を送ることのできる教育環境づくりに努めます。

附則 この基本方針は、2018年 1月15日に制定・施行する。